

国内発生期（県内未発生期）

○ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内においては患者が発生していない状態。

目的：

- 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 新型インフルエンザ等の県内での発生をできるだけ遅らせるとともに、発生の早期発見に努める。

対策の考え方：

- 1) 県内発生した場合には早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- 2) 県内発生はほぼ不可避と考えられるが、感染対策の徹底等により、県内発生をできるだけ遅らせるように努め、その間に、医療機関への情報提供、診療体制の確立、住民生活及び住民経済の安定のための準備、ワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 国内外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、県と連携して、医療機関、事業者、住民に準備を促す。
- 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

1-1 対策本部会議等

- 必要に応じ、連絡会議等を開催し、情報共有を図る。

1-2 緊急事態宣言の措置

- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言³⁹（以下「緊急事態宣言」という。）がなされ

³⁹ 特措法第32条

○ 新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が行われることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とされ（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それら

た場合、速やかに市対策本部を設置する⁴⁰。

2 情報提供・共有

2-1 情報提供

- 住民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等）や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- 住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。

2-2 情報共有

- 関係機関とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

2-3 相談窓口等の体制充実・強化

- 国のQ & Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。
- 県からの要請に応じ、相談窓口等の体制の充実・強化をする。

3 予防・まん延防止

3-1 県内での感染拡大防止策の準備

- 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、

に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価される。

- 特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とされ（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価される。

※ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われる。

⁴⁰ 特措法第36条

人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

4 予防接種

- 海外発生期の記載を参照。

5 住民生活及び住民経済の安定の確保

5-1 遺体の火葬・安置

- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うとともに、県と連携して火葬の準備を行う。

5-2 住民・事業者への呼びかけ

- 住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。